
当別町地域福祉計画

概要版

平成19年3月

当別町

1. 計画策定の背景と目的

私たちの暮らしの場としての地域社会を取り巻く状況は、少子・高齢化、核家族化、ライフスタイルの多様化、さらには成長型社会からの転換などの社会環境の変化を背景に、かつての地域社会が当たり前に共有していた地域住民相互の日常的なつながりや絆が希薄化するなど、大きく変わろうとしています。このような地域社会は、高齢者や障がい者など、日常生活を送る上で何らかの支援や助けを必要としている人々にとって、本当に住みやすい社会とは言い難い状況であろうと想像できます。

一方で、これまでは行政主導、フォーマル・サービス（公的サービス）主体であった福祉の分野においても、地域住民を主体とする福祉関連のボランティアやサークルなどの自発的な活動や取り組みは、これまでになく活発化しています。また、様々な社会問題に対して自発的かつ自己責任を持った活動を行っているNPOなども、重要なサービスの提供主体となっています。

国においては、平成12年に「社会福祉事業法」が改称・改正され、新たに「社会福祉法」として施行されました。そして、同法の基本理念のひとつとして“地域福祉”が明確に位置づけられるとともに、市町村地域福祉計画の策定が明文化されたところです。

当別町においても、先に述べたような地域社会を取り巻く状況の変化に加え、介護保険法の改正や障害者自立支援法の制定など福祉関連制度の大きな変革といった状況を踏まえ、今後の地域福祉のあり方を本計画で明確に示し、町民と行政等が一体となって目指すべき地域福祉の将来像として共有していくことが必要です。

この「当別町地域福祉計画」は、町民と行政等の協働により目指すべき地域福祉の明確な方向性を示すための基本計画です。

地域福祉とは・地域福祉計画とは

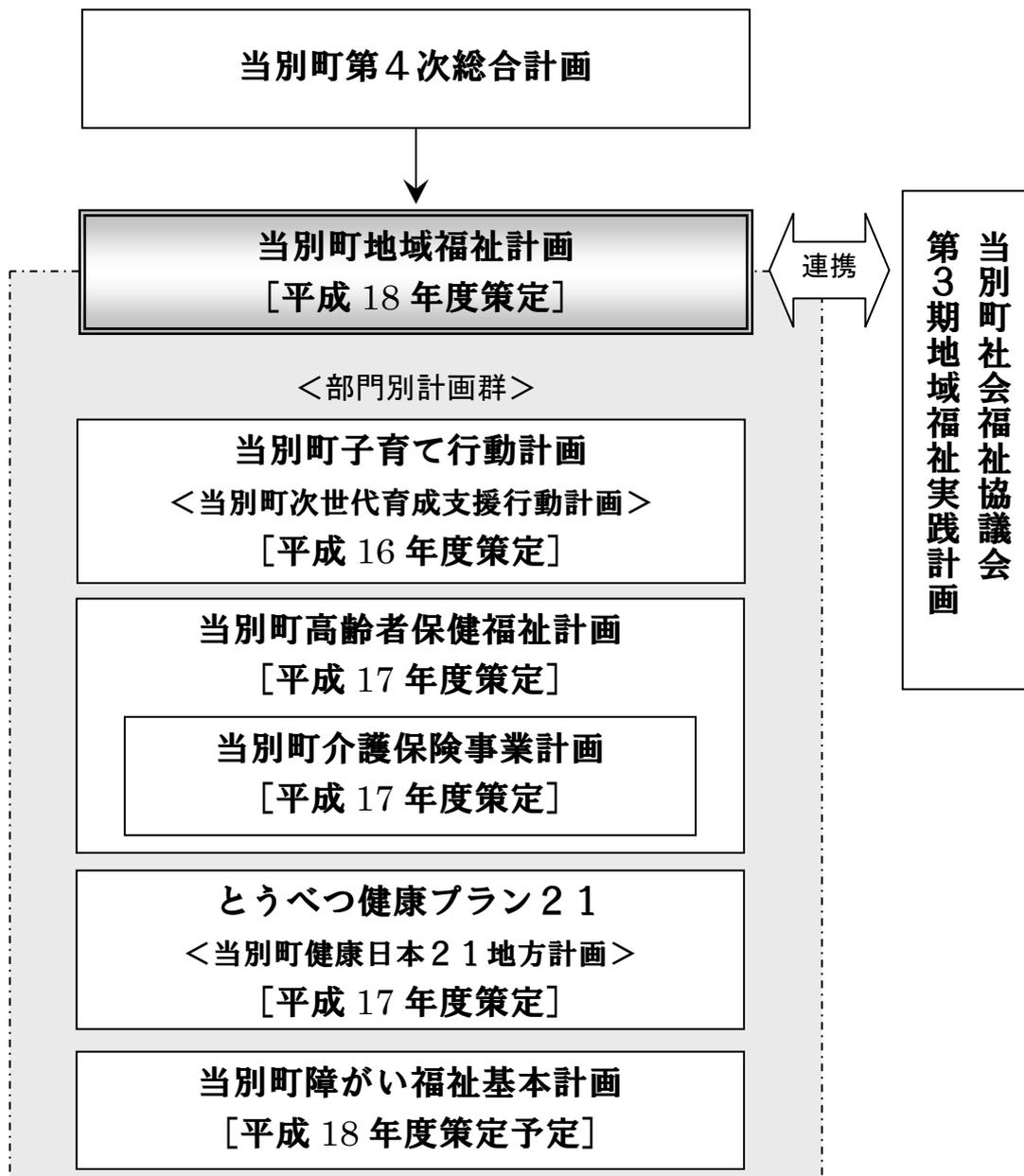
『地域福祉』とは、住民が身近な地域社会で自立した生活が営めるように、地域に存在する様々な主体が協働し、必要な保健・医療・福祉サービスの整備及び総合化を図りつつ、住民の福祉活動の組織化を通じて、個性ある地域社会の形成を目指す福祉活動の総体を指すものです。

『地域福祉計画』とは、地方公共団体が地域福祉を総合的かつ計画的に推進することにより、社会福祉法に示された新しい社会福祉の理念を達成するための計画です。

新しい社会福祉の理念とは、「個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で障がいの有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活が送れるよう自立支援すること」と考えられます。

2. 計画の位置づけと策定に向けて取り組んだ内容

当別町地域福祉計画は、平成 19 年～23 年度を計画期間とする 5 年計画で、保健・医療・福祉関連の部門別計画の上位計画として位置づけられるものです。



策定に向けて取り組んだ内容

平成 17 年度・18 年度において以下のような取り組みを実施しました。

- ① 当別町地域福祉計画策定委員会の設置
- ② 地域福祉計画アンケート及びヒアリングの実施
- ③ 当別町地域福祉町民セミナーの開催
- ④ パブリックコメントの実施
- ⑤ 地域懇談会の実施
- ⑥ 計画策定連絡会の設置

3. 施策の体系・展開

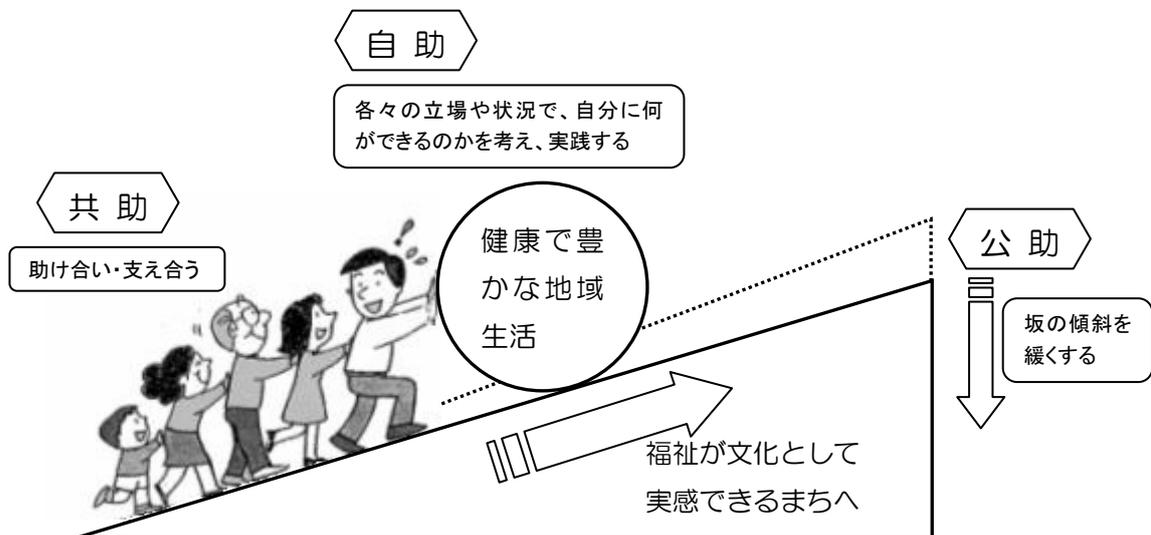
基本理念

本町の多くの住民は住み慣れた地域で安全で安心な充実した生活を望んでいます。一人ひとりの人権が最大限に尊重され、児童、障がい者、高齢者といった隔てなく、すべての町民が安心して充実した生活を送り、健康でいきいきと暮らすことができる地域社会をつくっていくためには、様々な主体が積極的に福祉活動に取り組み、問題・課題を地域全体で解決していく必要があります。

そのため、個人の自助努力は前提ですが、個人や家庭では解決することが難しい生活課題を、それぞれの努力や行政による支援だけではなく、町民相互の「支え合い」によってもそれを解決していこうとするなど、自助・共助・公助による地域ぐるみの社会的努力があってこそ、住みよい地域社会が実現できます。

本計画の理念は、当別町に住むすべての人にとって福祉が、身の周りに当たり前が存在し、実感されるものとなり、当別町の誇れる文化として育ててほしいという願いをこめ、以下のように定めます。

福祉文化をはぐくむまち当別町



基本目標

基本理念を踏まえ、本町の地域福祉のまちづくりの基本方向を次の4つとします。

基本目標1 共に生きる社会をつくります

誰もが互いの個性を尊重しあい、地域で暮らすすべての人が生きがいをもって暮らせるまちづくりを目指します。

そのために、子どもの頃から福祉を学ぶ環境づくりを進めるとともに、子どもと高齢者の世代間交流あるいは健常者と障がい者との交流など、地域で暮らす様々な人々の交流やボランティア活動などの支え合いを通して、共に生きる社会づくりを推進します。

基本目標2 利用者の視点で福祉サービスの仕組みをつくります

町民が抱える多様な悩みや問題を聴き、当事者の目線とともに考え、解決に向けた適切な助言や情報提供が行えるように、また、各人のライフステージにそった、保健・医療・福祉のサービス提供体制づくりを目指します。

そのために、ワンストップ型の福祉サービス※を推進するとともに、常に利用者の立場にたった適切な相談・情報提供のシステムづくりと、保健・医療・福祉が一体となったサポート体制の整備を推進します。

基本目標3 地域住民が共に支え合うネットワークをつくります

町民一人ひとりが住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、地域福祉の重要な推進役として期待される町内会との連携による身近な地域での見守り体制を強化し、ともに支え合う地域づくりを推進します。

そのために、あらゆる福祉情報を集積し、一人ひとりのニーズに合った最適な情報提供や橋渡しを行える機能・仕組みを持つ地域福祉ネットワークの形成を目指します。

基本目標4 協働の力で誰もが主役になる福祉のまちをつくります

地域の中で町民が主体となって活動し、それを行政等が支援するという役割分担のもと、協働による福祉のまちづくりを目指します。

そのために、社会福祉協議会等関連団体との連携とともに、子どもから高齢者までがそれぞれの役割を發揮できる場や機会を創出し、福祉がわがまちの文化として実感できるまちを目指します。

※ 「ワンストップ型の福祉サービス」…一度の手続きで、必要とする関連手続きをすべて完了させられたり、複数の制度等にまたがる情報を、ひとつの相談窓口で得ることができるようなサービス提供形態。

基本目標1. 共に生きる社会をつくります

現状と課題

個々の暮らし方や価値観が多様化する現代では、住み慣れた地域で自立して社会と関わりを持ちながら生活が続けることが望まれています。少子高齢化、核家族化等により希薄になりつつあると言われる地域コミュニティですが、本町が実施したアンケート調査では、実は地域におけるコミュニティ形成に対するニーズは強く見られます。

日常的な繋がりは緊急時にも役立つものであり、関係者ヒアリングや懇談会等の意見からも、家庭・町内会・学校・各種団体、行政等の役割分担と横の繋がりの必要性、子どもたちからの福祉教育の重要性が指摘されています。

今後は、自分たちの住む地域をよく知り、お互いを認め尊重し合うことで、地域で育て・見守る社会づくりが求められています。

施策の体系

共に生きる社会をつくります

(1) 誰もが安心して暮らせる地域づくり

- ① 福祉に対する理解の促進と福祉理念の共有
- ② 地域で育て地域で見守る体制の充実
- ③ 災害時の支援・誘導體制づくり

(2) 福祉教育の推進

- ① みんなで学び合う教育機会の充実
- ② 個性や能力を活かす生涯学習の推進

(3) 子どもから高齢者まで関わり合いのある社会づくり

- ① 互いを認め合い尊重し合う、ふれあいの機会づくり
- ② 世代間・地域間の交流の仕組みづくり

(4) 当事者団体及び支援者のサポート

- ① 当事者団体及び支援者との協働的な支援体制の充実

基本目標2. 利用者の視点で福祉サービスの仕組みをつくります

現状と課題

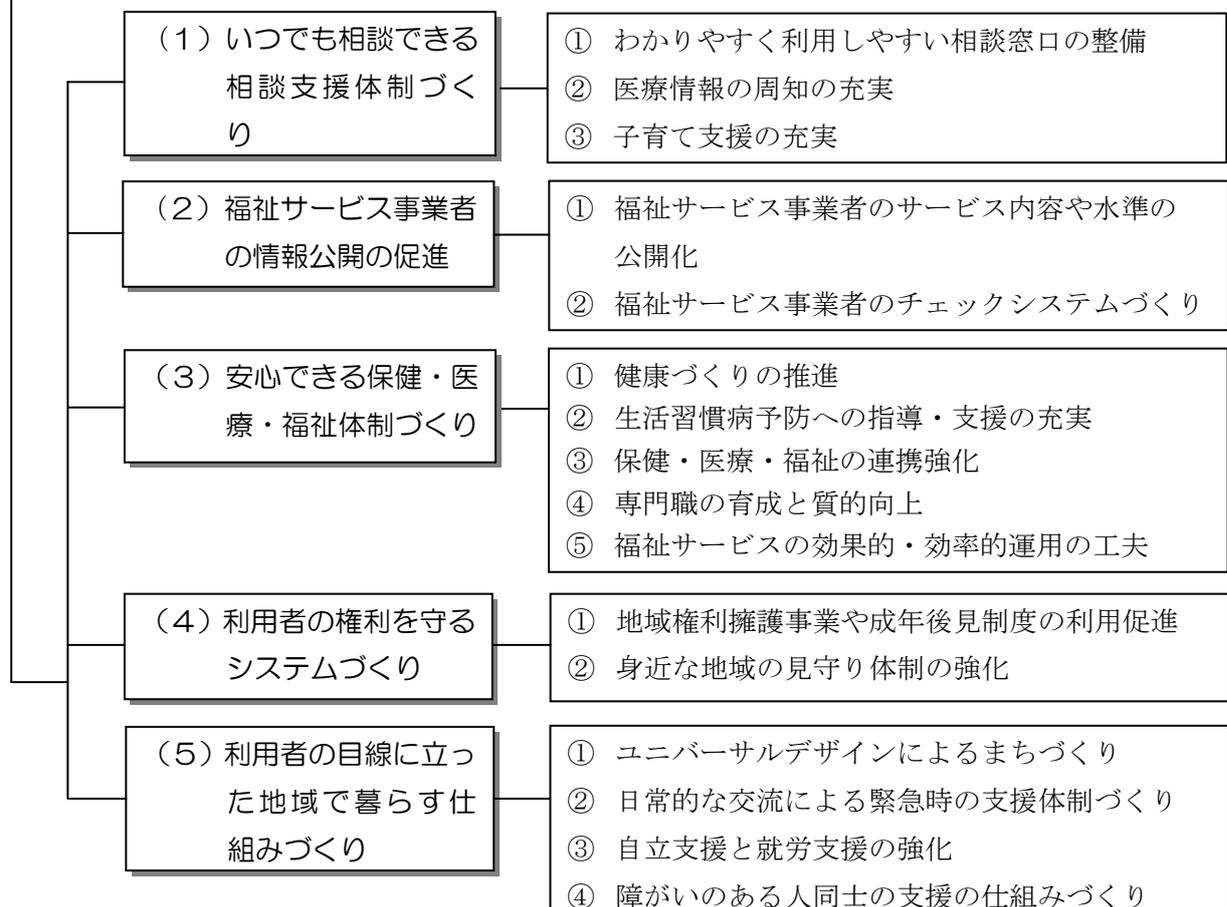
本町では地域福祉に関する各種サービスが展開されていますが、それが的確にニーズをとらえ、利用者の目線に立って考えられたものとなっているか、という観点から検証していく必要があります。

アンケート調査では、不安や悩み事の相談相手は家族や親戚等の身近な人に限られている現状もみられ、子育て・教育・健康・医療・介護・就労等、様々な場面で気軽にいつでも相談できる体制が必要となっています。また、関係者ヒアリングや地域懇談会での意見からも、当事者の意見を取り入れた施策の展開や、安心できるきめ細やかな福祉サービスの提供体制が求められているとの指摘があります。

今後は、地域権利擁護事業や成年後見制度、障害者自立支援法に規定されている自立支援給付や地域生活支援事業など、利用者の権利擁護と利用促進を図りながら、生活課題を抱える人々が、その能力や適性に応じ自立した生活を営み、福祉サービスを適切かつ円滑に利用することができるようなサービス提供体制の構築が求められます。

施策の体系

利用者の視点で福祉サービスの仕組みをつくります



基本目標3. 地域住民が共に支え合うネットワークをつくります

現状と課題

いじめや閉じこもり・引きこもりのような問題は、なかなか表面化しにくい面があります。このような問題に対しては、町内会活動や日常的な繋がりの中から、サービスが必要としている人が、どのようにしたらサービスを受けられるようになるのかを身近な人々や地域で考えていく必要があります。

アンケート調査では、地域活動を活発化するためには活動する仲間や支援者がいることといった、交流やネットワークの必要性についての回答が多く支持を得ていました。

また、関係者のヒアリングや地域懇談会においても、特に町内会など小地域における見守りネットワークの重要性が指摘されており、ひとり暮らし高齢者等に対する見守り体制や見えない要支援者の発見の問題、世代間交流、個人情報保護と要支援者の把握の問題等について、課題が多く出されました。

地域福祉は一人の力で実現できるものではありません。地域とそこに暮らす人、そして関係する様々な組織の連携に基づいた、包括的・総合的なサービス提供体制が求められています。

施策の体系

地域住民が共に支え合うネットワークをつくります

(1) あらゆる福祉サービスの
情報が集まる拠点の創設

- ① 多様化する生活課題への対応体制づくり
- ② 総合的な福祉サービス体制の構築

(2) 期待される町内会活動等の
推進

- ① 町内会活動の充実・支援
- ② 地域コミュニティの中からの要支援者の発見

(3) それぞれの世代が共に
参加・交流できる
ネットワークづくり

- ① 各ライフステージで参加できる地域ネットワーク体制の整備
- ② 地域の人的資源を活かすシステムづくり

基本目標4. 協働の力で誰もが主役になる福祉のまちをつくります

現状と課題

町民一人ひとりが生涯現役で、尊厳と生きがいをもって暮らすことができる地域社会が望ましい姿です。

アンケート調査を見てみると、現状では地域活動に参加している人は必ずしも多くありませんが、今後の参加意向はかなり高いものがあります。

また、関係者ヒアリングや地域懇談会では、誰でも快適に便利に楽しく暮らせるまちづくりを推進していくためには、まちづくりの骨格の中に「福祉」の考え方を基本に据えた取り組みが必要であるという指摘がなされています。

福祉は限られた人だけの問題ではなく、地域に暮らすすべての人に関係するものであり、一人ひとりが輝くことによって地域全体が輝いてくるものです。主役は町民、舞台は地域という考え方のもとに、社会福祉協議会や各種ボランティア団体等との連携はもとより、地域におけるすべての主体が協働で取り組む福祉のまちづくりが求められています。

施策の体系

協働の力で誰もが主役になる福祉のまちをつくります

(1) 社会福祉協議会とつくる
福祉のまち

- ① 地域福祉実践計画との相互調整・連携
- ② ボランティアセンター機能の充実

(2) 町民の誰もが主役になれる
仕組みづくり

- ① 誰もが生きがいや輝きを発揮できる仕組みづくり
- ② ボランティア、自主サークル等の育成・支援
- ③ NPO等の団体活動への支援強化

(3) 福祉が文化として実感
できるまちへ

- ① 学び合い、助け合い、支え合う意識の醸成
- ② 福祉のまちづくりへの庁内体制整備

4. 重点施策

本計画の重点施策として、次の6つを掲げ、町民と行政等が一体となって理念を実現していくための取り組みを行っていきます。

(1) 地域福祉ターミナルの機能・仕組みづくり

これまでの福祉サービスでは、各専門分野のサービスがそれぞれの制度にのっとり個別に提供されるのが通常で、しばしば提供者間の連携がうまく機能しないことがありました。このような問題を解消するためには、あらゆる福祉情報を集め、サービスを望む一人一人ひとりに合った最適な情報提供や橋渡しを行える「福祉コーディネーター」のような役割が必要です。

そして、相談支援機関の連携の中で協力してつくりあげる、あらゆる福祉情報の集積地（地域福祉ターミナル）のような機能・仕組みを持つことで、それを核とした地域福祉ネットワークを形成し、制度間の縦割りの解消を目指したワンストップ型の福祉サービス提供体制を目指します。

(2) 福祉教育の推進

現在、学校教育では各学校で様々な福祉活動が取り組まれている一方、取り組みに関する情報提供・共有の場が少なく、それぞれ内容や手法が異なっていることから、町としての福祉教育の方向性が明確でない点が課題となっています。

また、子どもたちだけではなく地域住民同士がお互いに支えあうためには、生涯学習などを通じた福祉教育により相互扶助の考え方の推進を図っていくのと同時に、生活課題を抱える当事者に対しても、福祉サービスを受けることは町民としての平等な権利でありお互いに支え合って生きていくことが大切だということを、広く伝えていく必要があります。

そのため、児童期から成人期・高齢期に至るまで、その人のライフステージにそった生涯教育として、「家庭」「地域」「学校」のそれぞれの役割分担の中で互いが連携して福祉教育を推進し、また、行政の福祉部門や教育委員会が大学等とも連携をとりながら、学習機会の拡充策として町民向けの体系的な福祉教育プログラムの構築を目指します。

(3) 利用者の目線に立った地域で暮らす仕組みづくり

各人が地域で自立して快適に暮らすためには、からだの健康だけでなく、こころの健康維持も重要です。そのために、町民の主体的なこころとからだの健康づくりへの取り組みを支援・推進するとともに、どんな細かなことでも気軽に相談でき、誰もが利用しやすい相談支援体制づくりを推進します。

また、利用者の生活上の不安を少しでも取り除くため、地域生活支援事業や地域権利擁護事業などの各種制度に関する利用促進を図ると同時に、周知を広め、立場や世代にとらわれない「こころのバリアフリー」を促進していくことが重要です。

これにより、地域の理解がまだまだ得られにくい精神障がい者や知的障がい者に対する就労支援および企業への雇用支援や、要支援者に対する自然災害等緊急時のサポートなど、利用者が必要とするときに必要なサービスを提供できる仕組みづくりを目指します。

(4) すべての子どもと親がいっしょに育つまちづくり

現代の日本では少子高齢化・核家族化に伴い家族や地域の絆が弱まり、育児力の低下が社会問題となっています。

そのような状況の中で、子どもと親を見守り、支え・支えられる関係を地域に育成するためには、子育ての援助を行いたい人と受けたい人との相互扶助の取り組みや、町内会の行事やイベントを様々な世代が交流できるように企画したり、ボランティアなどの地域活動を親子で参加できるように工夫するなど、様々な立場や世代の家庭が、互いの存在を認識し交流することで、「地域の子育て力」を高めることが重要です。

また、子育て支援センターの充実や子育てサロンの推進、親育ち支援など、子どもと親がいっしょに育っていくことを実感できるような施策とともに、ひとり親家庭や障がいを持つ子どもがいる家庭など特に援助を必要とする子どもや家庭への支援、虐待の早期発見・予防など身近な地域での見守り体制等を強化し、まちぐるみでの安全・安心な子育ての環境づくりを目指します。

(5) 協働でつくりあげる、町民の誰もが主役になれる仕組みづくり

これからの地域福祉を考える上では、これまでの行政主導の福祉のイメージを取り払い、身近な地域でそれぞれの立場の人がそれぞれの役割を果たし、協力して課題を解決していくこと（協働）が必要です。

地域のつながりの希薄化が叫ばれる社会状況の中で、個人が安全・安心して暮らしていくためには「向こう3軒両隣」といったごく身近な小地域での見守りや支え合いが重要となります。そのような小地域ネットワークでは、すべての立場・年代の人々が地域に存在する生活課題を“^{わが}我ごと”としてとらえ、「お互いさま」という対等な相互関係で活動していくことが求められます。また、それらが集まる町内会では、各役員が持つ情報をできる限り共有・連携し、町内会の円滑な運営を目指すことが重要です。

このような地域活動の活性化と並行し、各人の特性を活かし、自らの生きがい社会貢献にもつながっていくように、地域のマンパワーを登録する「人材登録制度」のような仕組みや、地域の次世代リーダーやボランティア活動の担い手の育成方法を検討していきます。

(6) 福祉が文化として実感できるまちへ

「文化」という言葉は、決して高尚なものではなく、単に自分の身近に当たり前が存在することが実感できるもの、という意味です。住み慣れた地域に安心して暮らすことは、すべての人に平等に与えられた権利であり、地域に住むそれぞれの個人が、あえて「福祉」ということを意識することなく自然な感覚でお互いを助け合い・支えあうことで人生を豊かに生き生きと暮らしていけるよう、まず各々がそれぞれの立場や状況の中で自分に何ができるのかを考えていくことが重要です。

そのために、自助・共助・公助の考え方のもと、地域ぐるみでの横断的な取り組み体制を整備していきながら、個人の個性が発揮され生きがいを持って暮らすことができ、「福祉の文化」が、わがまちの特色であると誇れるようなまちづくりを目指します。

当別町地域福祉計画策定経過

年月日	内 容	年月日	内 容
平成 17 年 7 月 15 日	平成17年度第1回当別町地域福祉計画策定連絡会(庁内)	平成 18 年 8 月 22 日	平成18年度第4回当別町地域福祉計画策定委員会
平成 17 年 7 月 26 日	平成17年度第1回当別町地域福祉計画策定委員会	平成 18 年 9 月 20 日	平成18年度第5回当別町地域福祉計画策定委員会
平成 17 年 8 月 11 日	平成17年度第2回当別町地域福祉計画策定委員会	平成 18 年 10 月 30 日	平成18年度第6回当別町地域福祉計画策定委員会
平成 17 年 9 月 13 日 ～30 日	当別町地域福祉計画アンケート ・配布数:1,000 部 回収率: 40.3% 有効回答数:400 件	平成 18 年 11 月 21 日	平成18年度第1回当別町地域福祉計画策定連絡会(庁内)
平成 17 年 11 月 27 日	平成17年度第2回当別町地域福祉計画策定連絡会(庁内)	平成 18 年 11 月 29 日	平成18年度第7回当別町地域福祉計画策定委員会
平成 17 年 12 月 5 日 ～6 日	当別町地域福祉計画策定関係機関団体ヒアリング ・調査対象:行政の担当部門及び各関係者団体 計 16 カ所	平成 18 年 11 月 30 日	平成18年度第2回当別町地域福祉計画策定連絡会(庁内)
平成 17 年 12 月 6 日	第 1 回当別町地域福祉セミナー 「支えあい とともに生きる町づくり」	平成 18 年 12 月 1 日 ～ 29 日	当別町地域福祉計画骨子(案)についてのパブリックコメント
平成 18 年 3 月 27 日	平成17年度第3回当別町地域福祉計画策定委員会	平成 18 年 12 月 11 日	当別町地域福祉計画策定に向けた地域懇談会
平成 18 年 5 月 23 日	平成18年度第1回当別町地域福祉計画策定委員会	平成 18 年 12 月 20 日	平成18年度第8回当別町地域福祉計画策定委員会
平成 18 年 6 月 21 日	平成18年度第2回当別町地域福祉計画策定委員会	平成 19 年 1 月 22 日	平成18年度第9回当別町地域福祉計画策定委員会
平成 18 年 7 月 18 日	平成18年度第3回当別町地域福祉計画策定委員会	平成 19 年 2 月 5 日	平成18年度第4回当別町地域福祉計画策定連絡会(庁内)
平成 18 年 8 月 6 日	第 2 回当別町地域福祉セミナー 「一人ひとりの願いにこたえるまちづくりを目指して」	平成 19 年 2 月 19 日	平成18年度第10回当別町地域福祉計画策定委員会

発行 平成 19 年 3 月

編集 当別町役場福祉部福祉課

〒061-0234 石狩郡当別町西町 32 番地 2

当別町総合保健福祉センター内

TEL 0133(25)2661 FAX 0133(25)5018